大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　対象事業者

1. 法人名　社会福祉法人あしたの会
2. 代表者　理事長　松岡　雅信
3. 所在地　大阪府守口市大日町二丁目22番１号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　GOODY大日
2. 所在地　　大阪府守口市大日町二丁目22番１号
3. サービス種別　　就労継続支援B型

３　処分年月日

　令和7年７月９日（水曜日）

４　処分の内容

　指定の一部効力の停止

　令和7年8月1日から６か月間

５　処分の理由

不正請求（法第50条第１項第６号）

令和６年10月から令和７年１月において、当時の法人代表である管理者兼サービス管理責任者が個別支援計画の一連の業務を行っていないにも関わらず、個別支援計画の未作成減算をせずに訓練等給付費を請求していた。

人格尊重義務違反（法50条第１項第３号）

指定障害福祉サービス事業者等は、障がい者の意思及び人格を尊重して、常に障がい者の立場に立った職務を遂行することが求められているが役員である従業者が利用者の頭を揺さぶる行為を行い、当時の法人代表や役員はその事実を把握した後も行政への通報義務を怠った。

６　不正請求額

　約425万円（返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）